

栄養教諭の配置促進を求める意見書

近年、国民の食生活を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、食の安全等、様々な問題が生じている。このため、食に関する知識と食を選択する力を習得するための食育を推進することが喫緊の課題となっている。

このような中、子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性をはぐくむ基礎となるほか、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも重要である。

子どもたちに対する食育を推進するためには、教員としての資質能力と栄養に関する専門知識を持った栄養教諭が中心となり、各学校での全体的な指導計画の作成、教職員や家庭、地域との連携・調整、各教科等での指導への参画などに取り組むことが不可欠である。

国の食育推進基本計画においては、栄養教諭について、「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、全都道府県における早期の配置が必要である」とし、「栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する」と掲げている。

よって、県におかれては、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を円滑化するなど、栄養教諭の一層の配置を促進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、海外経済の改善や緊急経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが存在しており、また、雇用情勢の悪化懸念が依然残っている。

こうした中、昨年10月には神奈川県地域別最低賃金が引き上げられたところであるが、労働者の非正規化など就業形態が多様化している状況において、最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として、その重要性はますます高まっているところである。

よって、国におかれては、平成22年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、正規の職員・従業員の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。
- 3 最低賃金論議においては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮しつつ、ワークライフバランスの実現に向けた社会基盤づくりを強化するなどの適切な対応を早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
厚生労働大臣  
神奈川労働局長

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書

女性特有のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、年間10,000人以上が新たに発症し、約3,500人が亡くなっているとされている。

子宮頸がんの発症年齢は年々低下し、20歳代及び30歳代の女性における発症率の増加は著しく、その発症の原因のほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によるものであるが、ワクチンが開発されたことから、唯一ワクチンで予防できるがんと言われている。

HPVは、主に性交渉で感染するため、感染前の女性へのワクチン接種が有効とされており、日本産科婦人科学会などの専門家会議が11歳から14歳の女子に対するワクチン接種を推奨している。

しかし、ワクチン接種の費用が高額である上、対象者も多いことから、自治体間における助成への取組に差が見られるため、この負担を軽減させ、また地域格差を生じさせないためにも国の公費助成が求められているところである。

よって、国におかれては、すべての女性の命と健康を守るために、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を早期に実施されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

認可保育所等の整備のための国有地の提供を求める意見書

川崎市内の認可保育所の待機児童数及び特別養護老人ホームの待機者数の増加は、極めて深刻な事態であり、用地の確保が困難になっていることが、施設の増設が進まない理由とされている。

財務省は、現在策定中の新成長戦略に関連して未利用国有地の積極的活用を検討しているが、これまでの売却一辺倒から方向転換し、定期借地権を利用した貸付けなど新たな処分方式を検討するとともに、社会福祉法人などに貸し付けて保育所や医療施設を整備する方針を新成長戦略の素案に盛り込む動きが報じられている。

現行の国有地を地方公共団体等へ処分する場合の優遇措置は、保育所等の児童福祉施設や特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を整備する用途で、国が移転経費を要しない土地の場合は、当該用地面積の3分の2を無償貸付、残りを時価売払いとする制度があるが、保育所、特別養護老人ホーム等の用地を確保するためにも、この優遇措置を改善し、国有地を積極的に活用することが望まれる。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方公共団体からの保育所や特別養護老人ホームの整備など「住民福祉の増進」のための要望には優先的に国有地の提供に応じること。
  - 2 地方公共団体が保育所や特別養護老人ホームを整備する際の優遇措置について、用地をより確保しやすいよう改善し、積極的に適用すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

認可保育所等の整備のための県有地の提供を求める意見書

川崎市内の認可保育所の待機児童数及び特別養護老人ホームの待機者数の増加は、極めて深刻な事態であり、用地の確保が困難になっていることが、施設の増設が進まない理由とされている。

川崎市内には、現在、神奈川県施設の184件あり、その敷地面積は、延べ約106万平方メートルにも及ぶが、近年、市内では県施設の廃止や移転により未利用の県有地が複数生まれており、それらを住民福祉のために有効活用することが望まれている。

県有地の有効活用に関し、神奈川県知事は、県が新たに施設を整備する際の地域住民からの要望について、住民福祉の推進を一義的に担う地元市町村がその必要性を判断し、その判断として県施設の整備予定地内に一定の敷地を確保したい意向が示された場合は、県有地の一部を有償で譲渡するなど要望の実現に協力するとの考えを表明している。

一方、国においては、保育所や特別養護老人ホーム等を整備する用途で国有地を地方公共団体へ処分する際、用地面積の3分の2を無償貸付する等の優遇措置があるが、県においても、国と同等以上の条件で、住民福祉の増進等を目的として県有地を市町村に提供することが期待される。

なお、現在、市内にある11件の県施設については、延べ約3万5千平方メートルとなる市有地を県に無償での利用を認めているところである。

よって、県におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 保育所や特別養護老人ホームの整備など「住民福祉の増進」のための市町村からの要望には優先的に県有地の提供に応じること。
- 2 市町村が保育所や特別養護老人ホームを整備する際、用地を確保しやすいよう優遇措置を創設し、積極的に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

未就職新卒者の支援策の実施を求める意見書

平成21年度大学の卒業予定者の就職内定率は、今年2月1日時点で80%となり、前年同期比6.3ポイント減で、調査開始以来過去最低となった。

社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力の低下という点から見ても大変憂慮すべき事態である。

こうした中で、大企業を中心にした新卒優先採用という雇用慣行が既に卒業した者の就職活動を困難にさせていることから、就職活動に有利な新卒の立場を続けるためにあえて留年する希望留年者を生み出している。今春、就職が未定の新卒者は、大学・高校卒などで約20万人とも推計され、この中には希望留年者が含まれていないため、未就職新卒者は、実質的に20万人以上に上るとみられている。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は、大企業志向が高く、一方で、中小企業は、採用意欲が高いにもかかわらず、人材が不足しており、このような雇用の不適合の解消も喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに、雇用確保のための成長戦略を始め、経済政策、雇用支援策などに全面的に取り組むとともに、次の事項を踏まえ、未就職新卒者の支援策を早急を実施されるよう強く要望するものである。

- 1 若者の雇用確保のため、企業の求人枠及び採用枠が抜本的に拡充されるよう対策を講じること。
- 2 大企業を中心とした新卒優先採用という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後数年は新卒扱いにするなど、企業及び大学の間で新しいルールを策定すること。
- 3 大企業志向の高い学生と人材不足の中小企業を結び付けるため、情報提供を行う政府版中小企業就活応援ナビを創設するなど、雇用の不適合を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書

今年3月13日未明に発生した札幌市の認知症グループホームの火災は、入居者7名が亡くなるという大変悲惨な結果となった。

以前にも平成18年に長崎県大村市、平成21年には群馬県渋川市で、同様の火災により多くの犠牲者を出した。

政府は、平成18年の長崎県大村市での火災を受け、平成19年6月に消防法施行令を一部改正し、認知症グループホームにおける防火体制の強化を図り、また、平成21年度からは、厚生労働省も既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業として、スプリンクラーを設置する施設に対し交付金による措置を行うなど対策を進めてきた。

しかし、今回札幌で火災が起こった施設は、面積がスプリンクラー設置基準である275平方メートルに満たない施設であるが、こうした小規模施設は少なくなく、一方で、国の基準には違反していなかったものの当直者が1名のみであったため、介護職員の人員配置基準そのものの問題も指摘があったところである。

よって、国におかれては、防火体制の強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 275平方メートル未満の施設も含め、すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。
- 2 小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、それによる利用者及び事業者の負担が過重にならないよう介護報酬の引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第19号

消費税の増税でなく、大企業・大資産家への優遇税制や防衛費を徹底して見直すことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年6月14日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者	川崎市議会議員	竹間幸一
	〃	市古映美
	〃	佐野仁昭
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵



消費税の増税でなく、大企業・大資産家への優遇税制や防衛費を徹底して見直すことを求める意見書

6月8日、新政権が発足し、菅首相は就任後初の記者会見で、税制の抜本改革について「国としてとらなければならない最大の課題だ」と述べ、消費税率引上げも念頭に取り組む意向を表明した。また、政府が、6月中をめどに取りまとめようとしている財政運営戦略と新成長戦略の中にも、消費税増税と法人税減税を内容とする税制改革を盛り込もうとしている。

消費税は、その創設時と5%への増税の時に「社会保障のため」と宣伝されてきたが、導入以来、年金、医療、福祉など社会保障制度の改悪が繰り返されてきた。

消費税の税収は、平成22年度末までに224兆円に上る見込みで、また、企業が納めた法人3税の税収がこの間208兆円も減少している事実は、消費税が社会保障のためではなく、ほとんどが企業減税の補てんに使われてきたというのが実態であることを示している。

これまで、国民の暮らしは、相次ぐ増税や社会保障の切捨てによる負担増で痛めつけられてきただけでなく、非正規雇用・低賃金雇用が広がり、さらに、景気悪化を理由とした「非正規切り・雇用破壊」の広がりで国民の所得が減少し、毎日の暮らしを送ることさえ困難な状況が全国で増加している。

このように国民生活の危機が進行し、日本経済がかつてなく深刻になっている今、消費税を増税することは、国民に更なる暮らしの不安を押し付けることになり、ますます消費を冷え込ませ、地域経済にも大きな打撃を与え、内需を基礎とした自律的な日本経済の回復に障害となることは明らかである。

消費税増税を言う前に、行き過ぎた大企業・大資産家への優遇税制や、年間5兆円に達する防衛費を徹底して見直すべきである。そのことによって消費税に頼ることなく、財政の健全化や社会保障の財源は十分に確保することができる。

よって、国におかれては、消費税の増税をされないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣

意見書案第20号

沖縄の米海兵隊普天間基地の県内移設の日米合意の撤回を求める意見書案  
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年6月14日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者	川崎市議会議員	竹間幸一
	〃	市古映美
	〃	佐野仁昭
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵

## 沖縄の米海兵隊普天間基地の県内移設の日米合意の撤回を求める意見書

政府は、5月28日、「国外、最低でも県外」という公約を破り、沖縄の米軍普天間基地の移設先を沖縄県名護市辺野古にすることを明記した「日米合意」を共同発表した。

公約を破り、「抑止力」の名で、県内移設反対という沖縄県民の総意よりも米国政府の意向を最優先して新基地を押しつける「日米合意」に対し、沖縄県民の怒りは、頂点に達している。この問題で、沖縄県民だけでなく本土も含め国民的な怒りに包囲された鳩山前首相が退陣に追い込まれたにもかかわらず、そのことへの反省と自覚がなく、新内閣がこの「日米合意」を推進する立場を表明したことは、極めて重大である。

沖縄県民は、普天間基地の県内移設に反対し、無条件撤去を要求している。県内移設に絶対反対との総意は、沖縄県の知事、全党派の県議会議員、県内の市町村議会議員を含め約9万人が参加した4月25日の県民大会、沖縄県議会の決議、全市町村長の反対表明、マスコミの世論調査などで明確である。

日米共同発表は、「二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充する」とし、訓練の移転先に「徳之島」を明記し、「日本本土の自衛隊の施設・区域も活用する」としており、米軍の危険な訓練を全国に拡散することなど、自民党・公明党の政権による元の案にはない計画も盛り込まれた。沖縄に次いで米軍基地が集中し、自衛隊基地も多い神奈川県の実地として無視できない危険な内容である。

よって、国におかれては、「日米合意」を撤回されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

外務大臣

防衛大臣